



# 宮 崎 県 公 報

令和5年10月19日(木曜日) 第451号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○決算の要領の公表……………(財政課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………( “ ” ) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(2件)……………( “ ” ) 2	
公 告	
○飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産振興課) 2	
○公共測量の実施の通知(3件)……………(管理課) 3	
○公共測量の終了の通知(2件)……………( “ ” ) 3	

## 告 示

### 宮崎県告示第 736号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
  - (1) 令和4年度宮崎県歳入歳出決算 認定
  - (2) 令和4年度宮崎県電気事業会計決算 認定
  - (3) 令和4年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
  - (4) 令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
  - (5) 令和4年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領  
別冊1のとおり
- 3 監査委員の意見  
別冊2のとおり

### 宮崎県告示第 737号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
田島歯科医院	日南市木山2丁目5-30	令和5年3月31日
原田歯科医院	西臼杵郡高千穂町大字三田井1145-15	令和3年7月4日
おおつか調剤薬局	串間市大字奈留5284-	令和5年3月31日

19

### 宮崎県告示第 738号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
田島歯科医院	日南市木山2丁目5-30	令和5年4月1日
訪問看護ステーション なごみ	小林市野尻町東麓1085-2	令和3年4月1日
原田歯科医院	西臼杵郡高千穂町大字三田井1145-15	令和3年7月5日
おおつか調剤薬局	串間市大字奈留5284-19	令和5年4月1日

### 宮崎県告示第 739号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所 在 地	指定年月日
樗木 陽子 さくら整骨院	延岡市南町1丁目4-8南町ヒルズ 101	令和5年9月14日

宮崎県告示第 740号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年10月19日から同年11月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字川南字坂下 100 17番 1 から同郡都農町大字川北字森添南2713番 1 まで	旧	7.3～ 22.1	159.9
				新	10.1～ 25.2	159.9

宮崎県告示第 741号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年10月19日から同年11月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	269号	都城市山之口町山之口字坂ノ下19番 1 地先か	令和5年10月19日

			ら同市同町山之口字野上 290番 1 地先まで
--	--	--	-------------------------

宮崎県告示第 742号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年10月19日から同年11月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字七折字平清水8394番 3 地先から同郡同町同大字同字8354番 1 地先まで	令和5年10月19日

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

製造事業場等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
南日本酪農協同株式会社 都城工場 都城市	同左	デーリィ脱脂粉乳	令和5年6月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社黒木本店 有機肥料工場 高鍋町	同左	しょうちゅうかす混合飼料	令和5年6月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社阿部商店 九州支店 都城市	同左	阿部ロール	令和5年7月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
大和フロンティア株式会社 環境アグリ事業部・都城工場 都城市	同左	笹サイレージ	令和5年7月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
全国酪農業協同組合連合会 小林混合飼料供給センター	同左	永緑ミックス	令和5年7月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

小林市					
嶋岡飼料工場 小林市	同左	ぼかし (I型)	令和5 年7月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社宮崎サンエフ 川南町	同左	3 F M I X	令和5 年8月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
バイオプロジェクト 株式会社 宮崎市	同左	スーパービー	令和5 年8月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市高岡町
- 3 作業期間  
令和5年9月29日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、西都市長から次のとおり通知があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西都市
- 3 作業期間  
令和5年10月10日から令和6年3月22日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市字末永
- 3 作業期間  
令和5年10月3日から令和6年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、えびの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（道路測量）
- 2 作業地域

宮崎県えびの市大字東川北

- 3 作業終了日  
令和5年9月29日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年10月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県児湯郡新富町
- 3 作業終了日  
令和5年9月1日

--	--